

境港市
弾道ミサイル災害への
初動対処マニュアル

令和2年3月24日

境港市

目 次

- 第1章 総則
 - 1 マニュアルの目的
 - 2 マニュアルの範囲
 - 3 マニュアルの要旨
 - 4 基本的な初動対応
 - 5 各機関の主な役割（概要）
 - 6 マニュアルの見直し、修正
 - 7 用語の説明
- 第2章 弾道ミサイル発射に関する情報提供等
 - 1 要旨
 - 2 市の対応
 - 3 弾道ミサイル発射状況等に関する県（国）との情報共有・連携
 - 4 落下場所の特定と緊急通報の発令等
- 第3章 現場の即応対応
 - 1 要旨
 - 2 住民避難の措置
- 第4章 関係機関の連絡体制・現場の初動対応等
 - 1 要旨
 - 2 連絡体制
 - 3 現場における初動対応
 - 4 避難措置の指示・避難の指示
 - 5 参考
- 第5章 救助・救急搬送、救急医療活動における連携
 - 1 要旨
 - 2 現地医療救護所の設置に関する助言
 - 3 自衛隊への派遣要請
- 第6章 原因物質特定における連携
 - 1 要旨
 - 2 原因物質の特定
 - 3 原因物質の特定に当たっての情報交換
- 第7章 除染における連携
 - 1 要旨
 - 2 連携要領
- 第8章 避難住民の救援
- 第9章 海上において事案が発生した場合の連携
 - 1 要旨
 - 2 現場における初動対処
 - 3 被災者の搬送
 - 4 鑑定依頼及び鑑定結果連絡
 - 5 その他の連携

弾道ミサイル災害への初動対応マニュアル

第1章 総則

1 マニュアルの目的

このマニュアルは、境港市において弾道ミサイルによる武力攻撃等から市民等の生命・身体及び財産を保護し、市民生活・市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、ミサイルによる災害への対処措置、住民の避難、避難住民等の救援などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できることを目的とする。

2 マニュアルの範囲

このマニュアルは、弾道ミサイル発射時から災害発生時における迅速かつ的確な初動対応を行うため、発射時の市民等への情報提供から始まり、災害発生時の連絡体制及び初動対応（警戒区域等設定、住民避難等）、救助・救急搬送、救急医療及び原因物質の特定、除染並びに避難住民の救援の活動場面ごとの現場等における関係機関の連携を示したものである。

3 マニュアルの要旨

このマニュアルにおいて、ミサイル発射時から災害発生現場の各場面における関係機関との関係は以下のとおりである。

- 発射時の市民等への情報提供は、県及び市
- 現場の即対応は、市及び警察、消防
- 連絡体制・初動対応〔警戒区域等設定、住民避難（屋内避難を含む）〕等は、全ての関係機関
- 救助・救急搬送、救急医療は、県、消防、医療機関
- 原因物質の検知・特定は、警察、消防（化学剤の鑑定は警察、生物剤の鑑定は県が実施）
- 除染は、消防、自衛隊の派遣部隊
- 避難住民の救援は、県及び他市町村をそれぞれ中心にした関係機関の連携

市は、現地における関係機関の連携を調整するため、必要に応じて開設される「現地調整所」の設置に協力する。開設された現地調整所は、消防又は警察が中心となって相互に協力して運営する。

また、弾道ミサイルの弾頭の種類（NBCR）を落下前に特定することは困難であるとともに、被害の様相及び対応は大きく異なる。例えば、生物剤と化学剤では、原因物質の作用速度（発症の時間）、救助の際の留意点、二次汚染（感染）の形態等が相違し、その発生直後の対応が異なることに留意する必要がある。

このマニュアルは、基本的には化学剤（C）・生物剤（B）の場合を想定しているが、核（N）、放射性物質（R）においても原則として、これに準拠するものとする。

4 基本的な初動対応

上記マニュアルの要旨を踏まえ、弾道ミサイル災害の基本的な初動対応としては、下記のとおりとする。なお、国により武力攻撃事態であることの認定が行われていない場合は、境港市地域防災計画、鳥取県危機管理対応指針及び鳥取県地域防災計画に基づき迅速に初動対応を行う。

(1) 着弾場所の特定と警戒区域等の設定

全国瞬時警報システム（J アラート）の鳴動後、市（自治防災課）は市内への着弾の有無を確認するとともに、住民からの通報や警察・消防からの情報の有無について確認する。市内への着弾が無い場合は、県（危機管理局）に具体的な着弾場所を確認する。

着弾場所を特定し弾頭等の原因物質が判明するまでの間は、原則、屋内避難を基本とするが、緊急的に住民の安全確保、二次災害防止のため、着弾場所付近（火災や家屋、植栽等の倒壊など現に被害が発生している区域）の住民を一時的に安全な公民館や学校などの建物（屋内）へ誘導する。

※ 「一時的に安全」とは、ミサイルの着弾場所が風下の場合は、風上の方向へ、また着弾場所が風上の場合は、風向に対し垂直方向へ避難することをいう。また、住民等への危険性・リスクを最大限に考慮し、消防警戒区域（※概ね半径2キロメートルを目安）を設定するとともに、あらゆる情報伝達手段を通じて区域内住民等へ周知する。

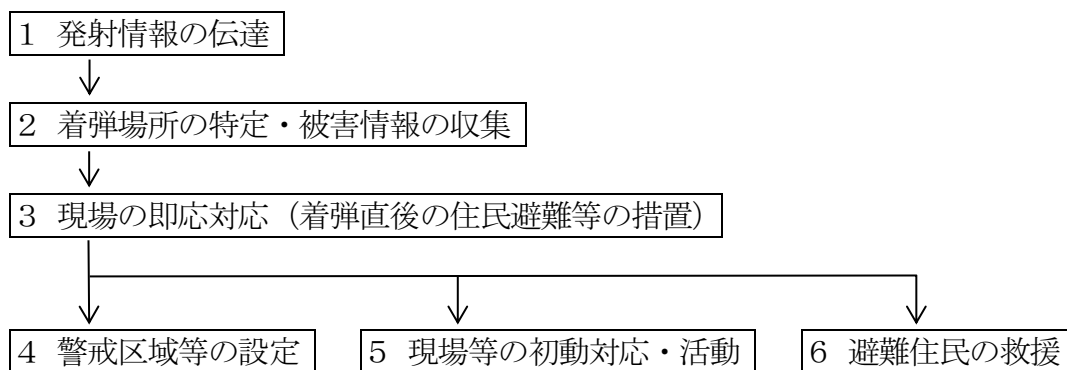
(2) 弾頭の種類（NBCR）など原因物質の検知・特定

警察、消防を中心に原因物質の検知・特定を行う。

(3) 住民の避難（屋内避難を含む）

市は、警戒区域設定により区域外に避難所を開設し、防災行政無線等を活用して区域内の住民・事業所等へ避難の呼びかけを行うとともに、警察及び消防等と連携し避難誘導を実施する。

5 初動対応の流れ



※ 4 警戒区域等の設定 から 6 避難住民の救援 については、順次又は同時に対応

6 初動対応の各項目の概要

1 発射情報の伝達

J アラート等で直接住民へ情報伝達と緊急避難行動（屋内避難）の呼びかけ

2 着弾場所の特定・被害情報の収集等

(1) 着弾場所の特定

市職員による確認又は県、警察及び消防等からの情報による着弾場所の特定

(2) 初期の被害情報の収集

ア 着弾場所付近の住民等からの情報収集

イ 消防防災ヘリコプター等の情報(ヘリコプターテレビ中継システム(ヘリテレ)映像配信など) なお、初期の被害情報は、消防警戒区域の設定などの初動対応のため、下記項目をできる限り収集すること。

- (ア) 人的被害(倒れている人の状況・症状)
- (イ) 動物被害(死骸、中毒症状)
- (ウ) 火災被害(延焼状況、延焼範囲、煙の状況)
- (エ) 建物被害(倒壊状況、屋根瓦の状況、被害の範囲)
- (オ) その他(衝撃痕、異臭)

(3) 初動対応時の戦略的措置

市は、住民避難や救援、二次災害への対応など今後の展開を想定した広域的・戦略的な対応として、交通規制や災害対応拠点の確保等について、あらかじめ県の検討・措置について確認若しくは調整を実施しておく。

◎ 国民保護法上の措置

- ・国⇒ 国民保護対策本部設置の指定の通知、警報の発令
- ・県⇒ 警報の通知
- ・市⇒ 警報の伝達(県からの警報の通知を、サイレン、防災行政無線等を通じて住民に伝達)

※ 県による緊急通報の発令を受けて、警戒区域の設定や退避の指示を実施

3 現場の即応対応(着弾直後の住民避難等の措置)

- (1) 市は、着弾場所付近から避難する住民に対し、防災行政無線等により屋内避難や一時的な避難を呼びかける。
- (2) 市は、一時的な避難場所(屋内施設)等を住民へ周知する。その際、警察及び消防に協力を依頼する。

4 警戒区域等の設定 (別図参照: ※自治防災課で別図のデータを保管)

- (1) 消防警戒区域の設定
着弾場所から概ね半径2キロメートルを最大の区域とし、その中にホットゾーン等を設定する。
- (2) 警戒区域の設定
消防等の簡易検知により、消防警戒区域の見直しとともに必要に応じて警戒区域を設定する。

5 現場等の初動対応・活動

- (1) 避難誘導
(消防) 警戒区域内の住民の避難誘導を行う。
- (2) 救助・救急医療等
県と連携し、負傷者等の救助・搬送など緊急医療措置を行う。
- (3) 原因物質の特定
警察を中心に原因物質を特定する。
- (4) 除染
消防・自衛隊を中心に汚染地域等の除染を行う。

◎ 国民保護法上の措置

- ・国⇒ 避難措置の指示
- ・県⇒ 避難の指示の通知
- ・市⇒ 避難の指示の伝達、避難実施要領の策定

6 避難住民の救援

市及び県は、避難所を開設し、住民を誘導するとともに物資等の支援を実施する。

◎ 国民保護法上の措置

- ・国⇒救援の指示の発令
- ・県⇒救援の指示の通知

7 各機関の主な役割（概要）

注 [] は鳥取県国民保護計画による役割

機 関	主な役割	原因物質の特定	除 染
市	広報、警戒区域設定、避難施設 の開設、避難勧告、避難指示、 [退避の指示] 避難誘導、避難所運営、被災者 の救援、応急公用負担、[国民 保護対策本部の設置・運 営] [危険物質の保安対策]		
消防	消防警戒区域設定（ゾーニン グ）、退去命令・立入制限、 簡易検知活動、消火活動、救 出・救助、トリアージ、救急 搬送、日本中毒センターとの 中毒情報交換、災害・中毒・ 医療の各情報の集約	簡易検知	一次除染（被 災者、隊員、 装備）
警察 海上保安部	警戒区域設定、避難指示・誘 導、救出・救助活動、検体採 取、交通規制、捜査・ 治安維持活動、[汚染拡大防 止措置]	簡易検知 原因物質（化学剤「C」） の特定（県警察科学捜 査研究所）	一次除染（隊 員、装備）
自衛隊	救出・救助活動、住民避難の 支援、避難住民の誘導・搬送、 危険物（不発弾等） の保安・除去	簡易検知	汚染（感染） エリアの除 染
日赤（指定公共 機関）	日赤による自主派遣、医療救 護班の派遣、医療救護所の設 置、トリアージ、医療情報の 提供、被災者受入調整、救援 物資の搬送・配分		二次除染（医 療行為前の 除染）
県	病院局	県立病院（災害拠点病院）の 受入調整 県立病院医師による医療救	注：県立中央 病院のみ対 応可

	護班		
福祉保健部	医療救護班の派遣、医療救護所の設置協力・運営支援、医療機関の総合受入調整、医師派遣要請、医薬品の調達、保健衛生、医療に関する隣接県との連絡調整、ワクチンの確保、感染症サーベイランスの強化、感染症者の移送	医療機関を通じて被災者の血液、吐しゃ物等の検体を県衛生環境研究所へ搬送	除染液（次亜塩素酸塩水溶液）の調達
生活環境部	〔汚染拡大防止措置〕 N・Rにおけるモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 原因物質（核「N」、放射性物質「R」）におけるモニタリング（放射性物質汚染の範囲特定に資する情報収集） （原子力環境センター等） 原因物質（生物剤「B」）の特定（衛生環境研究所又は国立感染症研究所） 	
危機管理局	弾道ミサイルに関する情報連絡会議・危機管理委員会・緊急対応チーム・災害対策本部等の設置運営、気象情報の収集・提供、消防防災への運用、緊急消防援助隊派遣要請、自衛隊の派遣要請、〔鳥取県国民保護対策本部の設置・運営〕、〔被災情報の収集・提供〕、〔〔国、他県、市町村、消防、警察、指定地方公共機関等との連絡調整など総合調整〕、〔警報の通知、避難の指示、避難住民の救援〕、〔退避の指示、緊急通報の発令〕、〔警戒区域設定〕、〔汚染拡大防止措置〕など		（注）汚染物品の扱い

（注）県（危機管理局）は、汚染の拡大を防止するため関係機関と連絡調整を行い、放射性物質、サリン等と同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤及びそれらによって汚染された物品等について廃棄等の措置を行う。

◆ 各機関の主な役割（時系列）

※本タイムラインは基本的な行動等を示したものである。

対応	項目	国	県	市	消防	警察 海上保安部	自衛隊	日赤 (指定公共機関)	
1 発射情報の 伝達	弾道ミサイル発射								
	発射情報提供、 避難の呼びかけ	<input type="checkbox"/> Jアラートでの情報 発信	Jアラートの情報伝達（あんしんトリピーメール、市町村防災行政無線、 緊急速報（エリア）メール等）、緊急避難行動の伝達						
	落下推定情報、 屋内避難の呼 びかけ	<input type="checkbox"/> エムネッ トでの情報 発信	<input type="checkbox"/> あんしんトリ ピーメール、Jア ラート、緊急速報 メール等で落下 推定情報提供、屋 内避難実施の呼 びかけ	<input type="checkbox"/> 防災行政無 線等で落下推 定情報提供、屋 内避難実施の 呼びかけ					
	職員参集		<input type="checkbox"/> 職員の自動参 集	<input type="checkbox"/> 職員参集	<input type="checkbox"/> 職員参集	<input type="checkbox"/> 職員参集	<input type="checkbox"/> 職員参集	<input type="checkbox"/> 職員参集	
	広報		<input type="checkbox"/> 屋内避難の呼 びかけ等	<input type="checkbox"/> 屋内避難の 呼びかけ等					
	本部等設置・運 営	<input type="checkbox"/> 対策本部 設置	<input type="checkbox"/> 危機管理対策 本部（仮称）設置	<input type="checkbox"/> 対策本部設 置	<input type="checkbox"/> 対策本部 設置	<input type="checkbox"/> 災害警戒 本部設置	<input type="checkbox"/> 対策本部 設置	<input type="checkbox"/> 支部国民保 護警戒本部設 置	

対応	項目	国	県	市	消防	警察 海上保安部	自衛隊	日赤 (指定公共機関)
2 着弾場所の 特定	弾道ミサイル落下							
	着弾・被害情報 の収集・共有	<input type="checkbox"/> 国からの 情報	<input type="checkbox"/> 国に対し着弾 場所を照会 <input type="checkbox"/> 消防ヘリ出動 <input type="checkbox"/> 被害状況等の 市町村への照会 (消防庁報告) <input type="checkbox"/> 安否確認（職 員、施設等） <input type="checkbox"/> 気象情報の収 集	<input type="checkbox"/> 被害状況等 の調査（消防庁 報告） <input type="checkbox"/> 安否確認（職 員、施設等）	<input type="checkbox"/> 被害状況 等の調査（消 防庁報告） (119 番通 報)	<input type="checkbox"/> 被災状況 の情報収集 (110 番通 報) <input type="checkbox"/> 警察ヘリ 出動	<input type="checkbox"/> 被災状況 の情報収集	<input type="checkbox"/> 航空偵察の 開始 <input type="checkbox"/> 被災状況の 情報収集
	【法定通知】 警報	<input type="checkbox"/> 警報の発 令	<input type="checkbox"/> 警報の通知（市 町村等）	<input type="checkbox"/> 警報の伝達 （住民）		<input type="checkbox"/> 警報の伝 達（住民）		
	【法定通知】 緊急通報（危険 の緊迫時のみ）		<input type="checkbox"/> 緊急通報の発 令（市町村等） <input type="checkbox"/> 退避の指示	<input type="checkbox"/> 緊急通報の 伝達（住民） <input type="checkbox"/> 退避の伝達 （住民）		<input type="checkbox"/> 緊急通報 の伝達（住 民）		
	【法定通知】 国民保護対策 本部設置の指 定	<input type="checkbox"/> 国民保護 対策本部設 置の通知	<input type="checkbox"/> 国民保護対策 本部設置 <input type="checkbox"/> 現地国民保護 対策本部設置	<input type="checkbox"/> 国民保護対 策本部設置 <input type="checkbox"/> 現地国民保 護対策本部設 置		<input type="checkbox"/> 県警察武 力攻撃事態 等対策本部 設置		<input type="checkbox"/> 支部国民保 護対策本部設 置（非法定） <input type="checkbox"/> 現地国民保 護対策本部設 置（非法定）
	リエゾン派遣、 先遣隊出動等	<input type="checkbox"/> 被災県へ の派遣	<input type="checkbox"/> リエゾン派遣 （被災市町村役 場）	<input type="checkbox"/> リエゾン派 遣（県へ）	<input type="checkbox"/> NBCR 部隊出動（先 遣隊出発） <input type="checkbox"/> 県へのリ エゾン派遣	<input type="checkbox"/> 機動隊出 動（先遣隊 出発） <input type="checkbox"/> 県へのリ エゾン派遣	<input type="checkbox"/> 自衛隊先 遣隊の出発 <input type="checkbox"/> 県へのリ エゾン派遣	<input type="checkbox"/> 日赤自主派 遣準備 <input type="checkbox"/> 医療救護班 派遣準備 <input type="checkbox"/> 県へのリエ ゾン派遣
放射線モニタ リング		<input type="checkbox"/> モニタリング 強化、モニタリン						

			グ車等の準備					
	広報		<input type="checkbox"/> 屋内避難の呼びかけ、落下情報等	<input type="checkbox"/> 屋内避難の呼びかけ、落下情報等				
	支援要請		<input type="checkbox"/> 自衛隊の派遣要請 <input type="checkbox"/> 緊急消防援助隊派遣要請					

対応	項目	国	県	市	消防	警察 海上保安部	自衛隊	日赤 (指定公共機関)
3 現場の即応 対応	一時的な屋内避難の指示・誘導		<input type="checkbox"/> 一時的な屋内避難の指示・誘導	<input type="checkbox"/> 一時的な屋内避難の指示・誘導	<input type="checkbox"/> 一時的な屋内避難の指示・誘導	<input type="checkbox"/> 一時的な屋内避難の指示・誘導	<input type="checkbox"/> 一時的な屋内避難の指示・誘導	
	広報		<input type="checkbox"/> 原則屋内避難の呼びかけ等	<input type="checkbox"/> 原則屋内避難の呼びかけ等				

対応	項目	国	県	市	消防	警察 海上保安部	自衛隊	日赤 (指定公共機関)
4 消防警戒 区域の設 定	消防警戒区域設定等		<input type="checkbox"/> 消防警戒区域設定	<input type="checkbox"/> 消防警戒区域設定	<input type="checkbox"/> 消防警戒区域設定	<input type="checkbox"/> 消防警戒区域設定 <input type="checkbox"/> 交通規制	<input type="checkbox"/> 消防警戒区域設定	
	検知活動				<input type="checkbox"/> 簡易検知	<input type="checkbox"/> 簡易検知	<input type="checkbox"/> 簡易検知	
	広域的・戦略的な措置		<input type="checkbox"/> 広域的な交通規制、う回路の設定 <input type="checkbox"/> 拠点施設（場所）の選定・確保（各部隊の拠点、物資の集積拠点等） <input type="checkbox"/> 学校や商業施設、農水産・食品施設等の安全対策 <input type="checkbox"/> 要配慮者・施設の「避難支援等」	<input type="checkbox"/> 広域的な交通規制、う回路の設定 <input type="checkbox"/> 拠点施設（場所）の選定・確保（各部隊の拠点、物資の集積拠点等） <input type="checkbox"/> 学校や商業施設、農水産・食品施設等の安全対策 <input type="checkbox"/> 要配慮者・施設の「避難支援等」		<input type="checkbox"/> 広域的な交通規制、う回路の設定		
	広報		<input type="checkbox"/> 屋内避難の呼びかけ等	<input type="checkbox"/> 屋内避難の呼びかけ等		<input type="checkbox"/> 交通規制の周知		

対応	項目	国	県	市	消防	警察 海上保安部	自衛隊	日赤 (指定公共機関)
5 現場等の 初動対応 (救助・医療・原因物質の特定・除染等)	現地対応				<input type="checkbox"/> 現地指揮所、現地調整所の設置	<input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 現地指揮所、現地調整所の設置 <input type="checkbox"/> 捜査・治安維持活動	<input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 現地指揮所、現地調整所の設置	<input type="checkbox"/> 現地指揮所の設置
	救助・救急医療等		<input type="checkbox"/> 災害拠点病院の受入調整 <input type="checkbox"/> 医療救護班派遣 <input type="checkbox"/> 医療救護所設		<input type="checkbox"/> 消火活動 <input type="checkbox"/> 救出・救助 <input type="checkbox"/> 医療救護所・除染所の設置	<input type="checkbox"/> 救出・救助 <input type="checkbox"/> 被災者の捜索 <input type="checkbox"/> 緊急輸送	<input type="checkbox"/> 救出・救助	<input type="checkbox"/> 医療救護所の設置 <input type="checkbox"/> トリアージ <input type="checkbox"/> 医療情報の提供

			置運営支援 <input type="checkbox"/> 医療機関の総合受入調整 <input type="checkbox"/> 医薬品調達 <input type="checkbox"/> 医師派遣要請 <input type="checkbox"/> ワクチン確保 <input type="checkbox"/> 感染症サーベイランスの強化 <input type="checkbox"/> 感染症者移送		<input type="checkbox"/> トリアージ <input type="checkbox"/> 救急搬送 <input type="checkbox"/> 災害・中毒・医療等の情報の集約	への協力		<input type="checkbox"/> 被災者受入調整
原因物質の特定		<input type="checkbox"/> 鑑定依頼(生物剤)			<input type="checkbox"/> 中毒情報交換	<input type="checkbox"/> 検体採取 <input type="checkbox"/> 鑑定依頼(化学剤)		
危険物の保安・除去					<input type="checkbox"/> 原因物質の収去、原因物質の収納容器の収去		<input type="checkbox"/> 不発弾等の保安・除去	
除染					<input type="checkbox"/> 除染		<input type="checkbox"/> 除染	
【法定通知】 避難の指示	<input type="checkbox"/> 避難措置の指示	<input type="checkbox"/> 避難の指示の通知(市町村等) <input type="checkbox"/> 避難誘導	<input type="checkbox"/> 避難の指示(住民) <input type="checkbox"/> 避難実施要領策定 <input type="checkbox"/> 避難所開設 <input type="checkbox"/> 避難誘導	<input type="checkbox"/> 避難の指示(住民) <input type="checkbox"/> 避難誘導	<input type="checkbox"/> 避難の指示(住民) <input type="checkbox"/> 避難誘導	<input type="checkbox"/> 避難の指示(住民) <input type="checkbox"/> 避難誘導	<input type="checkbox"/> 避難の指示(住民) <input type="checkbox"/> 避難誘導	
広報		<input type="checkbox"/> 避難誘導、医療情報等 <input type="checkbox"/> ジメチルヒドラジンの広報	<input type="checkbox"/> 避難誘導、医療情報等 <input type="checkbox"/> ジメチルヒドラジンの広報					

対応	項目	国	県	市	消防	警察 海上保安部	自衛隊	日赤 (指定公共機関)
6 避難住民の救援	【法定通知】 救援の指示・実施	<input type="checkbox"/> 救援の指示	<input type="checkbox"/> 救援の実施(食料、毛布、生活用品等、バス等交通手段の手配) <input type="checkbox"/> 救援物資の輸送・配分 <input type="checkbox"/> 医療機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 避難者の心のケア <input type="checkbox"/> 健康相談窓口や住宅相談窓口等の設置	<input type="checkbox"/> 救援の実施(食料、毛布、生活用品等、バス等交通手段の手配) <input type="checkbox"/> 救援物資の輸送・配分		<input type="checkbox"/> 治安維持活動	<input type="checkbox"/> 救援物資の輸送・配分	<input type="checkbox"/> 救援物資の輸送・配分
	医療							<input type="checkbox"/> 医療の提供
	広報		<input type="checkbox"/> 避難情報、医療情報等 <input type="checkbox"/> 安否確認	<input type="checkbox"/> 避難情報、医療情報等 <input type="checkbox"/> 安否確認		<input type="checkbox"/> 交通規制の周知		<input type="checkbox"/> 安否確認

【参考】時系列による基本的なミサイル災害(化学剤)対処一覧(概要)

凡例 ◎:主たる対処機関 ○:従たる対処機関

※ 自衛隊の活動は、発生場所が近傍等で早期の派遣要請、現場到着がなされた場合

対処の推移\機関名	消 防	警察・海保	日赤 (指定公 共機関等)	県	市	自衛隊
発射時の情報提供				◎	◎	
住民からの通報受理	◎	◎		○	○	
警戒区域等設定	◎	○		○	◎	○
避難 (退避) 指示・誘導	◎	◎		◎	◎	○
避難住民の救援				◎	◎	
交通規制		◎				
簡易検知	◎	◎				○
救出救助	◎	○				○
現地調整所の設置・運営 (注1)	◎	◎	○	○	○	○
応援派遣要請	○	○		◎	◎	
被災者の除染	◎					
トリアージ	◎		◎			
医療救護所の設置	◎		◎	○		
医療機関の受入調整	◎		○	◎		
救急搬送	◎		○	○		
検体採取	○	◎				○
原因物質の特定 (注2)		◎				
治療			◎			
汚染 (感染) エリアの除染	○					◎
汚染物品処分				◎	○	

(注1) 現地調整所の設置・運営は、消防又は警察が中心となって相互に協力して行う。

(注2) 原因物質の特定は、警察が国等と連携し実施する。

6 マニュアルの見直し、修正

このマニュアルは、県が計画を見直した場合、又は訓練検証等を通じて市として見直す必要がある場合に、適宜必要箇所の修正を行うこととする。

7 用語の説明

(1) NBCR災害

核(Nuclear)、生物剤(Biological)、化学剤(Chemical)、放射性物質(Radiological)による災害。(人為的行為を含む。)

ア 生物剤の例

炭疽菌、ボツリヌス菌、天然痘

イ 化学剤の例 神経剤 (サリン・VX)、びらん剤 (マスタード類)、窒息剤 (ホスゲン・塩素)、血液剤 (シアン化水素 (青酸)・塩化シアン)

(2) ジメチルヒドラジン

弾道ミサイルの燃料には通常、有害なジメチルヒドラジンが含まれていることが想定され、その性状等は下記のとおりである。

① 性状

ア) 物理的特性

- ・ 水溶性、比重：0.8、引火点：マイナス15℃。
- ・ 特徴的な臭気ある無色で発煙性の吸湿性液体で、空気に暴露すると黄色になる。

イ) 物理的・科学的な危険性

- ・ 蒸気は空気より重く、地面・床に沿って移動する可能性がある。
- ・ 空気に触れると自然発火することがある。 ・プラスチックを侵す。
- ・ 燃焼すると有害な窒素酸化物、アンモニア等を生成する。

ウ) 健康に関する危険性

- ・ 蒸気の吸入⇒呼吸困難、胃痙攣、嘔吐。
なお、心不全、呼吸不全、肝臓壊死、肺水腫を生じることもある。
- ・ 経皮吸収⇒皮膚熱傷、眼の痛み・視力喪失
- ・ 経口摂取⇒のどの痛み、胃痙攣、嘔吐、意識喪失

② 対応

ア) 必要な装備

空気呼吸器及び化学防護服を着装し、防火衣を重ね着する。

イ) 火災への対応

- ・ 引火点が低いため、警戒区域内で裸火、火花等を発生させない。
- ・ 水噴霧放水（又は耐アルコール性泡消火剤の放水）を行う。
- ・ 低地に留まらない。

ウ) 除染等

- ・ 汚染された衣服や靴を脱がせ、皮膚や眼を流水で20分以上洗浄する。
- ・ 暴露した皮膚を石けんと水で洗浄する。
*汚染された衣類は、火災の危険性があるため、十分な水ですすぎ洗いする。

エ) 応急処置

- ・ 医師に速やかに連絡する。
- ・ 二次暴露を防止するため、十分な装備の消防隊員等が行うか、十分な除染後に行う。

(3) 現地調整所

ア 設置目的 初動措置等に従事する現地関係機関等の情報共有と円滑な連携を確保するため、関係機関の現地代表者が対応を調整する場を警察と消防が中心となり運営・設置する。

イ 設置場所

各機関の現地指揮本部の直近に設置する。

ウ 任務

情報の共有と現場活動にかかる任務分担を協議、調整する。

エ 運営方法

各機関の代表者（指揮権限を有する者またはその代理人）が参加し、消防又は警察が中心となって相互に協力して運営する。

(4) 情報種別

ア 災害情報

現場の災害状況、被災者の観察結果、除染状況等の情報をいう。

イ 医療情報

医療機関からの収容患者数、収容患者の氏名（またはトリアージナンバー）・傷病程度及び症状、疑われる物質名その他参考となる情報、受入可能患者数等の情報をいう。

ウ 中毒情報

（公財）日本中毒情報センターからの原因物質名、その毒性及び治療方法その他参考事項の情報をいう。

（5）（公財）日本中毒情報センター

（公財）日本中毒情報センターは、化学物質や動植物の成分によって起こる急性中毒について、問い合わせに対する情報提供並びにその治療に必要な情報の収集と整備などを行い、医療の向上を図ることを目的に設立された機関。

また、化学テロ発生時においては、（公財）日本中毒情報センターは消防機関からの医療、災害情報等の提供、入手等の連絡先として医療機関専用電話番号を設置するので活用すること。

・ 連絡先

つくば中毒110 番⇒029-852-9999、大阪中毒110 番⇒072-727-2499

（6）その他の関係機関

生物剤や放射性物質による災害の場合、必要に応じて、国を通じて下記機関への情報提供や助言を求める。

ア 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所

放射線と人々の健康に関わる総合的な研究開発に取り組む国内で唯一の研究機関として、放射線医学に関する科学技術水準の向上を目指し、重粒子線を用いたがん治療研究などの「放射線の医学的利用のための研究」と、万が一に備える「放射線安全・緊急被ばく医療研究」を2つの柱として様々な研究を行っている。

イ 国立研究開発法人 国立感染症研究所

感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を先導的・独創的かつ総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにし、またこれを支援することを目的とした機関

感染症の流行や集団発生時には、その疫学調査・外国との感染症情報機関と情報の交換を行っている。

第2章 弾道ミサイル発射に関する情報提供等

1 要旨

弾道ミサイルが発射され鳥取県に影響（着弾等）がある場合は、発射情報等について国の「全国瞬時警報システム（Jアラート）」により直接市民へ、また「緊急情報ネットワークシステム（エムネット）」により市へ伝達される。これらの情報により市は、それぞれ必要な体制等に移行します。

2 市の対応

（1）発射情報の伝達

国は、弾道ミサイルの発射情報を覚知した場合、発射情報（発射、通過、落下等）や市民の緊急避難行動（屋内避難）について「全国瞬時警報システム（Jアラート）」により、市の防災行政無線（屋外拡声器等）や緊急速報メールで直接市民に伝達する。また、国の「緊急情報ネットワークシステム（エムネット）」により市に対し発射情報等を伝達する。

市はそれらの情報を基に、防災行政無線等あらゆる手段を使用して、住民に必要な情報を繰り返し伝達します。

※Jアラートの情報伝達は、別紙資料参照

(2) 体制

市は、Jアラートにより発射情報等が発信された場合は、職員参集メールにより関係職員を自動参集し、弾道ミサイルの飛翔・落下・着弾情報に応じ、注意体制、警戒体制又は非常体制等、必要な体制に移行します。

ア 市（県）に影響がない場合

県が開催する「弾道ミサイルに関する情報連絡会議」に参加し、落下情報等を確認するとともに、市関係の漁船や航空機等の安否確認、今後の県の対応確認、及び市民への安心情報の提供と注意喚起等を行う。

イ 市（県）に影響（着弾等）がある場合

(ア) 市に着弾等した場合

a 市は、速やかに災害対策本部を開設し、着弾及び被害情報の収集を行うとともに、県に状況及び対応等を報告し、「武力攻撃事態」の認定について国への上申を依頼する。

b 市は、着弾を確認した場合、住民に状況及び避難について伝達するとともに避難所を開設し、避難受入等の措置を講ずる。

c 市は、国及び県の今後の対応方針等について確認し、住民の安全を第一として必要な措置を行う。

(イ) 県内（市外）に着弾等した場合

市は、県の体制に応じた体制を取り、情報収集するとともに被災地への救援等の可否について確認する。

ウ 体制の移行等

国が武力攻撃事態認定した場合、県は危機管理対応指針に基づく「弾道ミサイルに関する危機管理対策本部（仮称）」を設置する。また、国から「県国民保護対策本部」設置の指定の通知により体制を移行する。

市は、「市国民保護対策本部」設置・指定を受けた市町村は、当該対策本部を設置（移行）する。

(3) 今後の展開を想定した初動対応の戦略的措置の検討

弾道ミサイル被害に対する住民避難や救援、二次災害への対応などの今後の展開を想定し、広域的・戦略的に対応することが必要である。このため、着弾場所や災害規模等に応じて、以下の項目について初動の段階から検討・措置を行う。

ア 着弾区域への交通規制

ミサイルの弾頭の種別が不明の段階では、二次被害の拡大防止や警察・消防・

自衛隊等の円滑な活動の確保のため、県と調整し広域的な交通規制（進入禁止）や迂回路を設定する。その際、迂回路が着弾地点の風下に位置しないよう配慮する。併せて、負傷者の搬送や部隊の資機材、医療物資等の輸送のため優先的に使用する道路を確保する。

イ 拠点施設（場所）の確保

自衛隊や緊急消防援助隊などの各種部隊の集結場所や活動拠点、また物資等の集結、さらに負傷者の搬送のため、県及び近傍の市町村等と調整し、一定規模以上の施設（場所）を用途に応じ複数確保する。

⇒ 運動公園、野球場、大規模な体育館、空港、港湾施設、大規模な空き地等

ウ 近隣の公的機関や大規模集客施設等への対応

近隣の教育機関（学校、幼稚園等）や大規模集客施設（病院、駅、空港、港、商業施設）、水・食品関連施設（水道施設、農水産施設、食品加工施設、畜産施設等）等への情報提供と安全対策等を周知（指導）する。

⇒ まずは屋内避難の周知。弾頭物質の検知結果により食料品や施設の検査等

エ 避難行動要支援者（障がい者、高齢者、乳幼児等）への対応

障がい者や高齢者等、さらに病院、老人福祉施設、幼稚園などの自ら避難することが困難な者への避難の支援・救援に特に配慮する。

3 弾道ミサイル発射状況等に関する県（国）との情報共有・連携（特に本市に影響がある場合）

県（国）へ被害状況及び周辺の避難の状況について、随時報告する。また、武力攻撃事態の認定に至った状況・背景やミサイル発射の目的・目標などの下記項目について、着弾後の住民の避難や救援、災害への対処等に支障が生じないように、県、（国）や自衛隊（市に派遣された自衛隊員）から、できる限り具体的な情報提供や指示を受けるなど密接に連携して対処する。

< 県（国）への報告事項 >

- ・ 被害状況（火災・災害等即報要領による）
 - ・ 周辺の避難状況（「避難に関する事項の報告」様式による）
- ⇒ 屋内避難の有無、広報の実施状況、各警戒区域の状況等

「避難に関する事項の報告」は、国が「要避難地域」の指定等を迅速に行うための重要な情報であるため、遅滞のないよう適時報告する。

< 県への確認事項 >

- ・ 武力攻撃事態認定の状況・背景
- ・ ミサイル発射の状況〔発射数、発射場所、飛翔方向、着弾地点等〕
- ・ 迎撃等防衛上の措置状況
- ・ ミサイル発射の目的・目標等〔発射の目的や着弾等の状況の分析（失敗で落下したものか、発射目標に着弾したものか）〕
- ・ 今後のミサイル発射の可能性〔引き続き、当該場所へ飛来の可能性の有無等〕
- ・ 今後の県（国）の体制や対応〔着弾被害への対応や防衛上の措置など〕

4 落下場所の特定と緊急通報の発令等

(1) 落下場所の特定

J アラートの鳴動後、市（自治防災課）は、県（国）に具体的な落下場所を確認

するとともにJアラート及びEMネット等の通知情報を確認する。

- ・ 県連絡先：鳥取県危機管理局 危機対策・情報課（0857-26-7878）
 - ・ 国連絡先：総務省消防庁 消防防災・危機管理センター（03-5253-7777）
- 併せて、警察・消防への住民からの通報等の情報を確認する。

(2) 警報の通知（国民保護法に基づく）

市は、県（危機管理局）から国が発する警報の通知（ファクシミリ・電子メール等）を受けた場合、直ちにその内容を住民及び関係機関等に伝達する。

- ・ 警報の内容：事態の現状及び予測、落下地域、その他住民に周知すべき事項

(3) 緊急通報の発令（国民保護法に基づく）

県は、弾道ミサイル災害が発生した場合において、当該災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認められるときは、国の警報の発令を待たずに、速やかに「緊急通報」を発令し、対象市町村、指定地方公共機関等にファクシミリ・電子メールなどにより通知する。

市は県から「緊急通報」を受けた場合、警察・消防等の現場情報を確認し、退避の指示、警戒区域の設定を行う。

県は、緊急の必要があると判断するときは、自ら退避の指示、警戒区域の設定の措置を行うことができる。

- ・ 緊急通報の内容：弾道ミサイル災害の現状及び予測、警戒区域の設定や区域内の住民等に対し周知させるべき事項

第3章 現場の即応対応（着弾直後の住民避難等の措置）

1 要旨

ミサイルの弾頭の種別が不明でその影響等が明確でない場合、原則、屋内避難を基本とするが、緊急的に住民の安全確保、二次災害防止のため、着弾場所付近（火災や家屋、植栽等の倒壊など現に被害が発生している区域）から避難する住民を安全（風上若しくは風と垂直の方向）な公民館や学校などの建物へ一時的に屋内避難するよう誘導する。

2 住民避難の措置

(1) 屋内避難を基本

住民が何の防護手段もなく移動するよりも、外気から接触が少ない場所に留まる方が、より危険性が少ないと考えられるため、原則、屋内避難とする。

(2) 着弾場所付近の住民の一時的な避難

ミサイル着弾場所付近で、現に災害が発生（火災や建物倒壊等）している地域の住民は、一時的に他の安全な施設（屋内）に避難させる。

ア 一時的な避難の周知

市は、防災行政無線（屋外拡声器等）により、一時的に指定した公民館や学校等に屋内避難するよう呼びかける。また、広報車により一時的な退避を呼びかけるとともに、あんしんトリピーメールやホームページ、ツイッター、フェイスブック等も活用して、着弾場所付近の住民に対する一時的な屋内避難を呼びかける。

イ 一時的な避難の誘導

ミサイル落下場所付近で活動を行う防災関係機関は、市又は県が指定した公民館や学校等に、住民が一時的に屋内避難するよう誘導に努める。

(3) 一時的な避難住民への対応

ア 二次災害の防止

市は、二次災害を防止するため、一時的な避難住民に対し施設関係者や避難住民以外の者との接触を避けるよう周知する。また、必要に応じて防護服等を装着した警察又は消防の職員を派遣し、一時的な避難施設を運営する。

イ 避難所開設後の対応

市は、避難住民を一時的な避難所から新たに開設する避難所に移動させる場合は、必要に応じて消防等に一時的な避難住民に対する除染等を依頼し、除染等が終了した後に新たに開設された避難所へ誘導する。

第4章 関係機関の連絡体制・現場の初動対応等

1 要旨

あらかじめ関係機関との連絡体制を整備し、災害発生時の通報を迅速、確実に行う。また、必要に応じて「現地調整所」を設置し、関係機関との連携を図る。

2 連絡体制

住民等から弾道ミサイルの落下情報等の通報を受けた場合には、以下のとおり対応する。

(1) 境港警察署は、市（自治防災課）・境港消防署・境海上保安部・県（危機管理局）に連絡する。

(2) 境港消防署は、市（自治防災課）・境港警察署・境海上保安部・県（危機管理局）に連絡する。

(3) 境海上保安部は、市（自治防災課）・境港警察署・境港消防署・県（危機管理局）に連絡する。

(4) 市（自治防災課）は、県（危機管理局）・境港警察署・境港消防署・境海上保安部に連絡する。

(5) 上記（1）～（4）により連絡を受けた市（自治防災課）は、県（危機管理局）に通報し、関係機関からの通報内容を確認し情報を共有する。

3 現場における初動対応

(1) 消防警戒区域等の設定及び現場指揮本部の設置

ア 警察、消防及び海上保安部は、対応に必要な資機材を有する部隊が出動する。

現場に到着した警察、消防、海上保安部は、情報を共有するとともに、周囲の状況を合理的に判断して、直ちに

- ・ 消防警戒区域や立入禁止区域の設定
- ・ 原因物質の飛散または拡散防止措置
- ・ 付近の関係者及び住民等の避難誘導

を実施したうえで、活動及び連携の便宜を勘案のうえ、それぞれの現場指揮本部を設置する。

なお、原因物質が推定できるまでの間のレベル別活動隊の活動範囲のイメージは、図1-1及び図1-2のとおりとし、警戒区域等の設定と住民避難について

は、図2を参考とする。

(2) 県の対応

県は、モニタリングポスト及びモニタリング車の派遣により放射線量の確認を行う。また、発生地を管轄する福祉保健局・保健所は疫学調査班、患者移送調整班の体制を取り出動する。

(3) 市の対応

弾道ミサイルで被災した場合、市は職員の配備体制をとり、消防・警察と協議して住民の避難勧告（指示）、避難誘導、広報活動を行うとともに、警戒区域等における住民数を把握する。また、安全な場所に一時的な避難施設を開設する。

(4) 現地調整所の設置と連携した活動の実施

ア 警察・消防は、対応等に関する協議、連携、任務分担及び情報の共有を行うため、必要に応じて現地調整所を設置するとともに、互いに連携して、被害拡大防止措置をとりながら被災者の救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知並びに情報収集活動を実施する。

イ 現地調整所においては消防及び警察が中心となって随時協議を行い、現場において活動する機関の総合調整を行う。

(5) 安全の確保

NBCR災害が疑われる現場に出動する各機関の職員は、防護服を着用する等身体の防護措置を講ずる。

図1-1 レベル別活動隊の活動範囲のイメージ図

(出典：消防庁国民保護防災部参事官付「平成28年度救助技術の高度化等検討会報告書」)

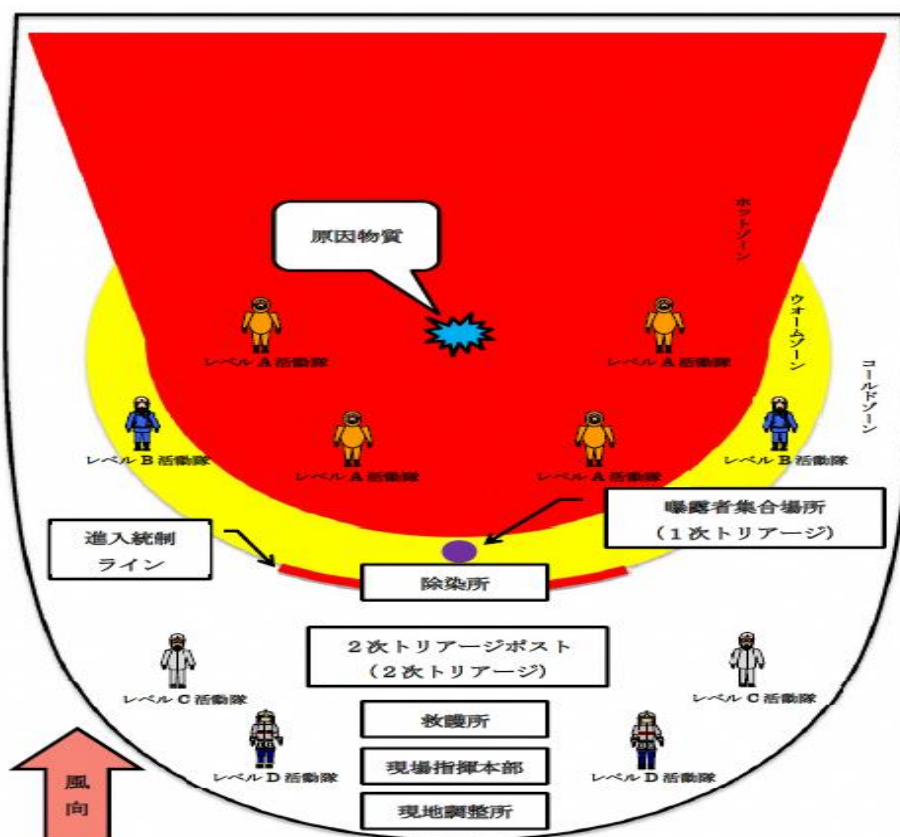


図1-2 レベル別活動隊の活動範囲のイメージ図

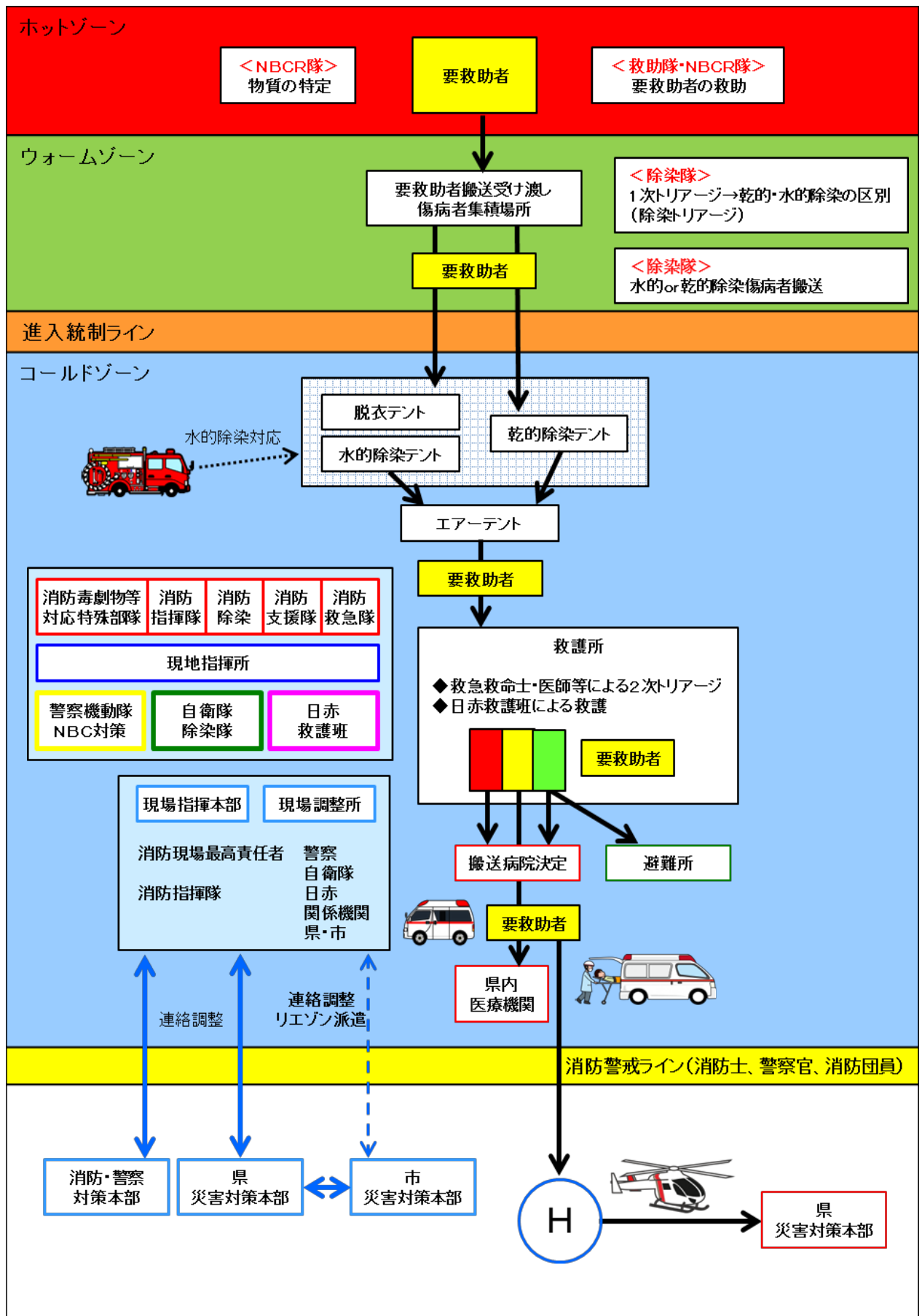


図2 ミサイル着弾に応じた警戒区域等の設定及び住民避難への対応（B・C弾の場合）

■ ミサイル被害は、弾頭の種類・大きさ、着弾場所、風向・風力などにより大きく様相は異なるため、本対応は基本的な考え方、対応を示したもので、あくまでも目安とするものである。

	(消防)警戒区域	住民避難の対応	留意事項
① 着弾地域判明		<p>◆ 国からの情報や目視、住民情報等により、おおよその着弾地域が判明</p> <p>(1) 着弾場所付近 ⇒ 火災や家屋の倒壊などが発生している場所の住民(被災住民)は、煙等を見て風上若しくは風と垂直の方向に避難する。 ※ 避難は小学校や公民館等の屋内に避難する。 ※ 避難の際、濡れタオル・マスク・手袋・帽子・雨カッパ等で口元及び身体を防護する。</p> <p>(2) 着弾場所から離れている地域 ⇒ 原則として屋内避難とし、行政等からの次の指示を待つ。</p>	<p>●化学剤、生物剤の感染・汚染を防止するため、原則として屋内避難(換気しない等で、出来るだけ密閉性を高める)とする。</p> <p>●避難は、感染(二次感染を含む)の恐れがあるため、直接的な被災場所から風上等の安全場所への一時的なもの(できる限り場所を特定すること)</p>
② 着弾場所概念・消防警戒区域の設定		<p>◆ ヘリコプター等により着弾場所・被害状況を確認し、消防警戒区域(住民の安全確保と消防活動の効果的実施)を設定</p> <p>(1) ホットゾーン(左図 桃色円形・桃色台形) ・ 着弾場所の被害状況を確認し、最大の危険区域を想定(最低半径200m以上)し、おおよそ2kmまでの風下地域を区域とする。 ① ホットゾーン(A) ⇒ 風上等への避難(避難先は公民館等の屋内避難とする) ② ホットゾーン(B) ⇒ 原則、屋内避難。ただし、状況により風上等への避難。</p> <p>(2) ウォームゾーン(左図水色:ホットゾーン(A)外周から20m程度) ⇒ 原則、屋内避難。</p> <p>(3) コールドゾーン[着弾場所から おおよそ2km 区域(左図 黄色円形)] ⇒ 屋内避難。 ※この区域には進入禁止。</p>	<p>●弾頭種別が不明であるため、着弾場所の被害状況等をヘリで確認し、最大の危険区域を想定し消防警戒区域を設定する。</p> <p>※ 被害状況とは、区域設定の判断目安となる人的被害(倒れている者)や動物の死骸、火災や建物への被害(爆風の影響等)状況など。</p> <p>※ 消防等が検知活動を行う目安</p>
③ 消防警戒区域の変更		<p>◆ 消防等の検知により消防警戒区域の変更</p> <p>・ 検知結果により各種ゾーンを見直し・変更する。</p> <p>(1) ホットゾーン(A) ⇒ 風上等への避難(避難先は公民館等の屋内避難とする)</p> <p>(2) ホットゾーン(B) ⇒ 風上等への避難又は状況により屋内避難とする。</p> <p>(3) ウォームゾーン ⇒ 原則、屋内避難。</p> <p>(4) コールドゾーン[検知により2kmを縮小(左図 緑色)] ⇒ 屋内避難。</p>	<p>●消防等により化学剤、生物剤の検知を行う。</p>
④ 警戒区域設定・誘導・除染		<p>◆ 消防警戒区域を基に警戒区域(立入禁止区域)を設定</p> <p>・ 警戒区域は、コールドゾーンを基に、現地で判別可能な道路等により区切られた区域(コールドゾーンと警戒区域が一致する場合あり)</p> <p>(1) ホットゾーン(A)(B) ⇒ 救助し除染所へ搬送。また既に避難した住民の除染を実施。除染後は救護所・避難所へ搬送。</p> <p>(2) ウォームゾーン ⇒ 屋内避難の者を避難所へ誘導・搬送 ※ 汚染又は感染の可能性のある者は、除染所へ誘導・搬送</p> <p>(3) 警戒区域=コールドゾーン ⇒ 屋内避難の者を避難所へ誘導・搬送。 ⇒ トリアージを受けずホットゾーンから避難してきた者を除染所に誘導</p>	<p>●消防、警察、市町村、県により警戒区域を設定し、避難誘導や除染活動を行う。</p>

(資料) 1 「国民の保護に関する基本指針」 平成28年8月

2 消防庁国民保護・防災部参事官「ジメチルヒドドラジンに対する初期隔離及び防護活動について」 平成29年8月16日

3 消防庁国民保護・防災部参事官付「平成28年度救助技術の高度化等検討会報告書」 平成29年3月

4 避難措置の指示・避難の指示（国民保護法に基づく）

- (1) 県（危機管理局）は、国が発する「避難措置の指示」を市町村及び指定地方公共機関その他の関係機関等にファクシミリ・電子メールなどにより通知する。また、県（危機管理局）は、国が発した「避難措置の指示」を受け、市町村を經由して、要避難地域の住民に対し直ちに「避難の指示」を行うとともに、速やかに国及び関係機関にその内容を報告又は通知する。

※「避難の指示」の内容

避難経路、交通手段、避難先の避難所、市町村へ避難実施要領の作成依頼等

- (2) 市は、県から「避難措置の指示」の通知及び「避難の指示」を受けた場合、速やかにその旨を住民に伝達する。
- (3) 市長は、県から「避難措置の指示」の通知及び「避難の指示」の伝達が無い場合で、住民の生命・身体の保護に急を要すると判断した場合は、住民に対し「避難の指示」を発令し、必要な国民保護措置を実施する。

5 参考（弾頭の種類による初動対応の概要）

弾道ミサイルの搭載物により、初動対応は、大きく異なる。通常弾であれば、大きな爆発とともに、火災を引き起こす場合が多い。

核弾頭であれば、甚大な被害を受けるとともに、広域避難を必要とする。化学剤や生物剤の場合には、原因物質の特定を急ぐとともに、風向を考慮したゾーニングを行うこととなる。また、ミサイルが不発の場合もある。

いずれの場合も、消防、警察、自衛隊等の関係機関の専門的知識を活用し、該当市町村と連携した処置対策を実施する。

(1) 通常弾頭に対する対応

通常弾頭の場合には、NBCR弾頭と比較すると、被害は極限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

残燃料は非対称ジメチルヒドラジン等、有毒物質である場合があり、化学剤と同様な対応が必要である。風下の住民の体調の変化等に注意する。また、ライフライン（電気、上下水道、通信等）が被害を受けた場合は、早期回復に努める。

(2) 核弾頭（核爆発）に対する対応（Nに対する対応）

ア 核爆発に対する対応

核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。

核爆発によって、a：熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、b：爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物からの放射線）と、c：初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうちa及びcは、爆心地周辺において被害をもたらすが、bの灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

イ フォールアウトに対する対応

放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。

放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。

以上、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

(3) ダーティボム（R）に対する対応

ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

(4) 生物剤（B）に対する対応

生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤の場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。したがって、厚生労働省と連携した一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

(5) 化学剤（C）に対する対応

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。このため、国や関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。

また、一般的に化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

(6) 不発の場合に対する処置

ミサイルが着弾したものの爆発等しなかった場合は、弾頭の爆発、NBCR等あらゆる事態を想定した対応が必要となる。また、警戒区域の設定に当たっては、自衛隊と協議し範囲を設定する必要がある。特に落下物の安全化（爆発物の有無の確認、爆発物の処理）は、自衛隊、消防等の高度な専門部隊の支援が必要となる。

第5章 救助・救急搬送、救急医療活動における連携

1 要旨

この場面では消防を中心に活動し、情報の集約と各機関との連携が行われる。

市は県と連携し、災害情報、医療情報、中毒情報の集約、消防、自衛隊、医療機関等の活動状況等を収集及び実施可能な支援を行う。

2 現地医療救護所の設置に関する助言

市は、消防が安全に救助・医療活動を行うことができる現地医療救護所の展開場所の選定等について助言する。

3 自衛隊への派遣要請

市は、被害の状況甚大で、自衛隊の派遣の必要があると判断した場合は、県（知事）に対し、地域防災計画に定める自衛隊の災害派遣（武力攻撃の事態認定前）又は国民保護計画に定める自衛隊の国民保護派遣（武力攻撃の事態認定後）の要請を依頼する。

第6章 原因物質特定における連携

1 要旨

この場面では警察を中心に活動し、鑑定に必要な情報の集約と各機関との連携が行われる。

市は県及び警察等関係機関と連携し、原因物質特定に関する情報の集約を行う。

2 原因物質の特定

(1) 現場における簡易検知

早期に原因物質の特定を行うため、警察・消防及び自衛隊は、保有する放射線測定器、化学剤や生物剤の検知装置・簡易検知紙・ガス検知器を用いて、可能な限り、災害現場における特定を試みる。

※1 ジメチルヒドラジンを検知した場合の対応

ジメチルヒドラジンの健康被害や除染方法について、住民の混乱を防ぐため、正確な情報提供を適切に周知するよう努める。

2 暴露した者は、除染エリアで除染を行い、速やかに病院へ搬送する。

3 住民へは避難所で周知するほか、あんしんトリピーメールやホームページ、防災行政無線等で周知するとともに、広範囲に検知された場合など必要に応じてマスコミを通じて広報する。

(2) 正式鑑定

警察官等は現場において検体等を採取し、化学剤については鳥取県警察科学捜査研究所（鳥取市）、生物剤については鳥取県衛生環境研究所（湯梨浜町）・国立感染症研究所等が鑑定する。

3 原因物質の特定に当たっての情報交換

(1) 情報の集約

市は、県、消防、警察等から原因物質特定に関する情報を集約する。原因物質を鑑定中であっても、警察、消防及び自衛隊による簡易検知の結果について情報を収集する。

(2) 特定された後の情報伝達

原因物質が鑑定によって特定された場合、これを迅速に住民に広報するとともに、

立入が解除されるまでの間、汚染地域への立ち入り禁止について伝達する。

第7章 除染における連携

1 要旨

救助活動及び救急搬送活動の実施には、二次感染及び汚染防止の実施、更には除染が必要条件となるので早急な対応が求められる。除染は、物質除去、脱衣、洗浄（水、石鹼水）等による。汚染場所や機材の除染は、次亜塩素酸塩水溶液（漂白剤、さらし粉）等を使用する。

市は、県及び関係機関と連携し、除染状況の把握に努めるとともに実施可能な支援を行う。

2 連携要領

関係機関が保有する除染資機材は、機関ごとNBCR災害の態様ごとに異なるため、除染における連携は地域別・災害の態様別に下表の要領で行う。

被害が大規模等の場合で応援が必要な場合は、発生地を管轄する消防局が相互応援協定を締結した消防局に対し応援を要請し、更に応援が必要な場合は、県消防防災課が緊急消防援助隊の派遣要請を国に対して行う。

自衛隊の派遣要請及び受入れの手続きは、県危機対策・情報課が行う。

	N・R災害	B災害	C災害
東 部 地 域	消防局（特に西部消防局）・警察が一次的な対応（脱衣、水による洗浄）。	県福祉保健部・福祉保健局・保健所が中心となって、患者の移動禁止、移送時のまん延防止等のまん延防止対策を実施。必要に応じワクチン接種の実施。	東部消防局が一次除染を実施。その後、自衛隊派遣部隊が除染。
中 部 地 域	その後、相互応援協定締結の消防局、自衛隊の派遣部隊		中部消防局が一次除染を実施。その後、自衛隊派遣部隊が除染。
西 部 地 域	（注） 汚染物品の扱い		西部消防局が一次除染を実施。その後、自衛隊派遣部隊が除染。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊は、広域的な場所、建造物等の除染を実施 ・ 福祉保健部・福祉保健局・保健所は、除染液（次亜塩素酸塩水溶液等）、消毒剤、中和剤の調達・分配（現場、搬送先医療機関）を実施 			

（注）県（危機管理局）は、汚染の拡大を防止するため関係機関と連絡調整を行い、放射性物質、サリン等と同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤及びそれらによって汚染された物品等について廃棄等の措置を行う。

第8章 避難住民の救援（国民保護法に基づく）

市は、県（各部局）から国が発する「救援の指示」を受けた場合は、その内容を住民及び関係機関へ通知するとともに、県と連携し避難住民の救援を実施する。

救援は、「避難所の開設・運営」、「炊き出し等食品や飲料水の提供」、「被服・寝具

等の生活必需品の提供」、「医薬品・医療の提供」などであり、市及び県の地域防災計画に準じた対応や連携備蓄用品等を活用する。

◆ 観光客等への配慮

県内外からの観光客や出張者等についても、まずは安全確保のため避難所へ誘導するが、検知等により安全が確認された場合は、帰路に係る道路情報や交通機関の運行状況等の情報を提供するとともに、必要に応じて最寄りの交通機関へ搬送するなど配慮する。

第9章 海上において事案が発生した場合の連携

1 要旨

118番等の通報内容から海上における弾道ミサイルの災害であることが疑われる場合には、海上保安部が中心となって、関係機関と情報共有と連携を図りながら、被災者の救出・救助、救急搬送、原因物質の特定、除染活動を行うとともに海上交通の安全を図る。

市は、県、境海上保安部及び関係機関等から情報を収集し、実施可能な支援を行います。

2 現場における初動対処

現場に到着した海上保安部は、簡易検知、可能な範囲での検体採取、被災者の救出・救助、一次除染及び船舶の回航指導・支援等を実施するとともに、警察、消防、海上自衛隊等の関係機関と相互に連絡を行い、情報を共有する。

3 被災者の搬送

(1) 海上保安部は、関係機関との連携のもとに、被災者に対する救出・救助活動、一次除染、救急搬送活動並びに情報収集活動を実施する。

(2) 被災者の搬送予定の医療機関及び消防に情報提供するとともに、巡視船艇・航空機から被災者を消防局に引き継ぐ場合には、引継ぎ予定の港湾又は空港に救急車の派遣を要請する。

4 鑑定依頼及び鑑定結果連絡

(1) 現場にて、検体の採取を行った場合には警察に対してその状況を通報し、採取した検体を渡して鑑定を依頼する。

(2) 必要に応じ、県警からの鑑定結果を現場付近航行船舶等に情報提供するとともに、現場海域の航行回避の指導を行う。

5 その他の連携

上記以外で関係機関との連携を必要とする場合は、その状況に応じて連携を行う。

資料 J アラートによる情報伝達（弾道ミサイル発射に関する情報提供等 関係）

隣国のX国から発射された弾道ミサイルが、日本に飛来する可能性がある場合、国は24時間いつでも全国瞬時警報システム（Jアラート）を使用し、緊急情報を伝達します。Jアラートを使用すると、市の防災行政無線等が自動的に起動し、屋外スピーカー等から警報が流れるほか、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

Jアラートによる情報伝達の具体的な内容は、ミサイルの飛来に応じ、次のようなミサイル発射情報や避難の呼びかけ等となります。

1 日本の領土・領海に落下する可能性があるとして判断した場合

①ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

ミサイル発射。ミサイル発射。X国からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい。

②直ちに避難することの呼びかけ

直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが落下するものとみられます。直ちに避難して下さい。

③落下場所等についての情報（日本の領土・領海に落下）

ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが●●地方に落下したものとみられます。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

2 日本の領土・領海の上空を通過した場合

①ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

ミサイル発射。ミサイル発射。X国からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい。

②ミサイル通過情報

ミサイル通過。ミサイル通過。
先程のミサイルは、●●地方から●●へ通過したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

3 日本の領海外の海域に落下した場合

①ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

ミサイル発射。ミサイル発射。X国からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい。

②落下場所等についての情報（日本の領海外の海域に落下）

先程のミサイルは、●●海に落下したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

